

生徒心得

人間性豊かな人格の完成をめざし、有為な社会の形成者として必要な資質を養うために、社会の秩序はもちろんのこと、校則や生徒心得をよく守り、その実践につとめ自主的精神に充ちた心身ともに健康な生活を送れるよう努力する。

校内生活の心得

1規律

- (1)校内においては日程、時間をよく守り、常に秩序正しい生活を行うこと。
- (2)常に責任ある行動をとり、粗暴な言動は固く禁止する。

2授業

- (1)実習、体育以外の教室における授業では制服を着用する。
- (2)実習工場においては、定められた作業服等を着用し、指導職員の指示をよく守り、特に危険防止に十分留意すること。

3衛生・安全

- (1)校内の整頓と美化に努め、保健衛生に留意し、健康、安全な生活をする事。
- (2)自然災害、出火、急病その他非常事態が発生したときは、直ちに職員に連絡し指示を受けること。

4外出・早退

- (1)登校後は許可なく校外に出ないこと。

5所持品

- (1)所持品には学年、科、氏名を明記し、教科書、ノート類は必ず持ち帰る。
- (2)校内で金品を紛失又は拾得したときは届け出ること。
- (3)金品をみだりに借りたり、貸したり、与えたりしないようにする。
- (4)娯楽雑誌、娯楽用具その他無用の物品を持参してはならない。

6礼儀

- (1)職員、来客に対して会釈とともにあいさつをする。
- (2)校長室、職員室、事務室等に入出入りするときは、容姿を整える。

7その他

- (1)校内の公共物を愛護することを心がけ、誤って破損した場合は関係職員に届け出て指示を受けること。

校外生活の心得

1道徳・風紀

- (1)率先して公衆道徳を守り、本校生としての誇りをもち、品位ある態度を保つように努めること。
- (2)高校生の立ち入りを禁止している場所(居酒屋、場外車券売場等、パチンコ店その他これらに類似する場所)へは絶対に立ち入らないこと。
- (3)いかなる場合でも飲酒、喫煙および薬物の乱用などをしてはならない。

2友人関係

- (1)友人とは互いに人格を尊重した品位ある交際をし、社会の批判を受けないようにする。
- (2)異性との交際はマナーをよく守り、不明朗なことをしないようにする。

3外出・旅行・外泊

- (1)外出の際は、行き先・帰宅時間を保護者に伝えること。又、夜の外出は9時までとし、外泊は原則禁止する。
- (2)旅行・登山等を行うときは、慎重に計画し保護者の同意を得て、学校へ届け出て許可を得ること。

4アルバイト

- (1)保護者の責任のもとに、あらかじめ学校へ届け出て許可を得ること。
- (2)許可証は常に携行し、必要に応じて提示すること。
- (3)学校行事、定期考査、臨時出校日などは、学校の活動を優先すること。
- (4)次の事項に該当する場合は、許可しない。
 - ①学業不振や生活行動上の問題、及び健康上の問題がある場合。
 - ②酒類を提供する飲食店等の就業。
 - ③就業時間が8時間を超す場合や午後9時以降の場合。
 - ④夜間労働や宿泊を要する就業。
 - ⑤距離や時間などから、通勤が困難だと判断される場合。
- (5)その他、指導の必要が生じた場合は、関係職員で協議し決定する。

5諸活動

- (1)地域の社会活動や行事に積極的に参加し、地域住民との交流を図る。

6その他

- (1)万一事故のあった場合(交通事故・補導等)は、直ちに学校に連絡すること。
- (2)長期休業期間等は、規律ある正しい生活を送るように努力する。

携帯電話・スマートフォン等の使用心得

1校内における使用心得

- (1)原則校地内の使用禁止。
- (2)試験時における携帯電話・スマートフォン等の保持は、すべて不正行為とみなして、校内規程により処分の対象とする。

2校外における使用心得

- (1)公衆道徳を守り、電車やバスなどの公共交通機関や、病院内等の使用制限があるところでは、その場所の決まりや指示に従うこと。
- (2)携帯電話・スマートフォン等による事故や事件が多発しているため、未知の人間からの接触や誘いにはのらないよう、十分気をつけて使用すること。
- (3)携帯電話・スマートフォンを使用しながらの自転車運転は禁止する。

諸届及び願出

次の事項については、所定の用紙へ必要事項を記入の上、学校へ提出し、許可を得なければならない。

- (1)早退、外出、休学、退学等の届け出(但し、一週間以上の病気欠席、休学等については医師の診断書を添えること)
- (2)旅行・登山・アルバイト・下宿届
- (3)住所及び保護者の変更、転籍、改姓届(但し、必要な場合は戸籍抄本を添えること。)
- (4)運転免許取得
- (5)施設設備使用願及び集会に関すること。
- (6)団体の組織及び加入参加
- (7)印刷物発行
- (8)文書・図書・(ポスター、写真等)の掲示及び配布
- (9)各種証明書の交付
- (10)各種受験
- (11)異装

整容規程

整容については、常に質素、端正、清潔なものでなければいけない。

男子の服装規程

1制服

- (1)黒詰め襟の標準学生服とし、変形学生服を着用してはならない。上衣には本校指定のボタンをつける。
- (2)学生服の右襟に校章、左襟に科章、学年章をつける。

2夏季略装

夏季(6月1日～9月30日)は略装とし、学校指定のポロシャツとする。

3セーター、ベスト、カーディガン

これらは制服としては認めない。保温のため必要な時は、制服の下に着用すること。

4外衣類

- (1)コート、オーバー等を着用するときは華美にならないように注意し、特に派手な原色をさけ、黒、紺、茶系統の無地とする。
- (2)マフラーや靴下等は派手でないものを着用する。

5履物

- (1)通学用靴は、高校生向きのデザインのもので特殊な型や華美なものはさける。
- (2)学校内での履物は、学校指定のズック靴を着用する。

6その他

- (1)体育、実習での服装及び履物は担当職員の指示に従い、規程のものを着用すること。
- (2)やむを得ない事情で異装を要する場合は、あらかじめ学校の許可を得る。

女子の服装規程

1制服

- (1)上衣・スカート・シャツ・ネクタイとも学校規程のものとする。
- (2)スカートの丈は、膝頭(膝の中央)とする。
- (3)左襟に校章、胸ポケットに科章、学年章をつけること。夏季は左襟に校章をつけること。
- (4)セーター、ベスト、カーディガンは男子に準ずる。

2夏季略装

夏季(6月1日～9月30日)は、学校規程のものを着用する。

3外衣類

- (1)男子の規程に準ずる
- (2)ストッキングは黒色、ソックスは華美でないものとする。

4履物

- (1)男子の規程に準ずる

5その他

- (1)男子の規程に準ずる。
- (2)化粧は一切してはならない。

頭髪規程

- 1頭髪は常に清潔に整髪し、端正なものでなければならない。
- 2髪型はいたずらに流行を追ったり、他人に不快感を与えないものとする。
- 3次の事項については特に注意すること。

男子の注意事項

- (1)カール・ウエーブ・パーマ等は禁止する。
- (2)剃り上げたり、染髪をしないこと。
- (3)前髪が長すぎたり、極端に長く後ろになでつけない。
- (4)もみあげは、耳の中央程度とする。
- (5)髪の色は、襟足が見え耳が隠れない程度とする。
- (6)まゆをそり落したり、飾りひげをしてはならない。

女子の注意事項

- (1)カール・ウエーブ・パーマ等、人為的な曲線を作らないこと。
- (2)髪を染めてはならない。
- (3)特殊なカットや逆毛をしてはならない。
- (4)髪が肩より長い場合は束ねること。
- (5)華美な髪飾りやエクステ等をしてはならない。

自動車・自転車・バイク等に関する規程

自動車・自転車等の車輛を運転する場合には、自分のもとより他人の生命の安全を図るため、事故防止に必要な交通法規を守るとともに、学校の定める規程に従い安全運転をしなければならない。

- 1普通自動車運転免許取得の届け出・許可に関すること。
 - (1)普通自動車運転免許証を取得する者は、卒業年次の3年生とする。自動車学校等へ入校する場合は、10月1日から認めるが、あらかじめ規程の用紙により届け出て、保護者同伴の上、学校の説明を聞き許可を受けなければならない。無許可の場合は、処分の対象となる。
 - (2)免許を取得したら、直ちに学校に届け出て、登録し、規程遵守の誓約書を提出すること。
 - (3)免許証は、保護者が厳重に管理し、卒業後の運転のために練習するなどの場合も、必ず保護者が同乗して一切の責任を負うこと(但し、保護者が同乗しても、登下校時の運転は絶対に禁止する)。
 - (4)生活面や学業成績、及び出席状況などに問題がないこと。
- 2自転車の使用について
 - (1)使用条件に関すること
 - ①自転車は普通型のものとし、防犯登録、記名、施錠は確実になされていなければならない。
 - ②本校指定の許可ステッカーを貼付しなければならない。
 - (2)使用心得に関すること
 - ①貸借をしてはならない。
 - ②冬期間は危険なので原則として運転してはならない。
 - ③車体の整備、点検に務めること。
 - ④二人乗り、並進運転、片手運転、携帯電話を使用しながらの運転等の禁止。
 - ⑤安全装置(ブレーキ、ベル、ライト、後部反射器等)の整備点検。
 - ⑥横断歩道、交差点、踏切などの一時停止、手信号の励行。
- 3その他
 - (1)交通事故又は交通違反があったときは速やかにその旨を学校に届け出なければならない。
 - (2)その他指導上に必要が生じた場合は、関係職員で協議し決定する。
 - (3)バイクの運転免許取得は禁止する。